

かすみがうら市議会総務経済委員会会議録

---

令和8年2月27日 午後3時38分 開 会

---

出 席 委 員

委 員 長	鈴 木 貞 行
副委員長	鈴 木 更 司
委 員	矢 口 龍 人
委 員	小座野 定 信
委 員	岡 崎 勉
委 員	設 楽 健 夫
委 員	石 澤 正 広
委 員	塚 本 直 樹

---

欠 席 委 員

な し

---

出 席 説 明 者

都市建設部長	稲 生 政 次
道路課長	酒 井 宏

---

出 席 書 記 名

議会総務課課長補佐	鴻 巣 智 子
-----------	---------

---

## 議 事 日 程

令和 8 年 2 月 2 7 日（金曜日）午後 3 時 3 8 分 開 議

1. 開 会
2. 事 件
  - (1) 議案第 3 4 号 市道路線の認定について
  - (2) 議案第 3 5 号 市道路線の認定について
  - (3) 議案第 3 6 号 市道路線の変更について
  - (4) 議案第 3 7 号 市道路線の廃止について
  - (5) 議案第 3 8 号 市道路線の廃止について
  - (6) 議案第 3 9 号 市道路線の廃止について
  - (7) 議案第 4 0 号 市道路線の廃止について
  - (8) 閉会中の所管事務調査の申し出について
  - (9) その他
3. 閉 会

---

開 会 午後 3 時 3 8 分

○鈴木貞行委員長

皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席委員は 8 名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから総務経済委員会を開きます。

次に、書記を指名します。

議会総務課、鴻巣補佐を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

初めに、本日本委員会に付託されました議案第 34 号ないし議案第 40 号を議題といたします。

説明を求めます。

○都市建設部長（稲生政次君）

説明につきましては、道路課長からご説明いたします。

○道路課長（酒井 宏君）

それでは、議案第 34 号及び第 35 号は関連がありますので、認定理由について一括して最初にご説明いたします。

本件は、都市計画法第 40 条第 2 項の規定により、本市に帰属されました道路につきまして道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案概要書の 46 ページをご覧ください。

議案第 34 号 市道路線の認定についてご説明いたします。

認定する路線名は、市道 8-2942 号線、道路延長は 132.43 メートルでございます。

次ページに詳細位置図を掲載してあります。

次に、議案概要書の 48 ページをご覧ください。

議案第 35 号 市道路線の認定についてご説明いたします。

認定する路線名は、市道 8-2943 号線、道路延長は 20.36 メートルでございます。

次ページに詳細位置図を掲載してあります。

続きまして、議案第 36 号ないし第 39 号は関連がありますので、変更及び廃止理由について、一括して最初にご説明いたします。

増加する遊休農地対策としまして、茨城県と市農林水産課との補助事業を活用し、梨園圃場整備事業を行っている農業法人が計画しました梨園圃場整備計画区域内にあります市道路線の変更及び廃止をするため、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案概要書の 50 ページをご覧ください。

議案第 36 号 市道路線の変更についてご説明いたします。

変更する路線名は、市道 8-2414 号線、変更後の路線延長は 270 メートルでございます。

次ページに詳細位置図を掲載してあります。

次に、議案概要書の 52 ページをご覧ください。

議案第 37 号 市道路線の廃止についてご説明いたします。

廃止する路線名は、市道 8-2415 号線、道路延長は 23 メートルでございます。

次ページに詳細位置図を掲載してあります。

議案概要書の 54 ページをご覧ください。

議案第 38 号 市道路線の廃止についてご説明いたします。

廃止する路線名は、市道 8-2416 号線、道路延長は 85 メートルでございます。

次ページに詳細位置図を掲載してあります。

次に、議案概要書の 56 ページをご覧ください。

議案第 39 号 市道路線の廃止についてご説明いたします。

廃止する路線名は、市道 8-2417 号線、道路延長は 97 メートルでございます。

次ページに詳細位置図を掲載してあります。

なお、これら認定路線から外れた箇所は、参入する農業法人に貸付けを予定しております。

続きまして、議案第 40 号 市道路線の廃止についてご説明いたします。

議案概要書 58 ページをご覧ください。

横堀地内で計画がある太陽光発電建設事業地内にあります市道路線の廃止をするため、道路法第 10 条第 3 項の規定におり、議会の議決をお願いするものでございます。

廃止する路線名は、市道 8-1521 号線、道路延長は 31 メートルでございます。

次ページに詳細位置図を掲載してあります。

なお、認定路線から外れた箇所は、事業者へ払下げを予定しております。

道路課の説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○鈴木貞行委員長

それでは、説明がありました市道の調査を行うため現地へ移動したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木貞行委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

ここで、現場現地調査のため暫時休憩いたします。 [午後 3時43分]

○鈴木貞行委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時08分]

現地調査大変ご苦労さまでした。

それでは、改めて議案第 34 号 市道路線の認定についてを議題といたします。

都市建設部から特に補足説明等はございませんか。

○都市建設部長（稲生政次君）

追加説明はございません。

○鈴木貞行委員長

それでは、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木貞行委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木貞行委員長

討論を終結いたします。

これより議案第 34 号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木貞行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 35 号 市道路線の認定についてを議題といたします。

都市建設部から特に補足説明等はございませんか。

○都市建設部長（稲生政次君）

追加の説明はございません。よろしく申し上げます。

○鈴木貞行委員長

それでは、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木貞行委員長

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木貞行委員長

これより議案第 35 号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木貞行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 36 号 市道路線の変更についてを議題といたします。

都市建設部から特に補足説明等はありませんか。

○都市建設部長（稲生政次君）

追加の説明はありません。

○鈴木貞行委員長

それでは、質疑がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木貞行委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木貞行委員長

討論を終結いたします。

これより議案第 36 号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木貞行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 37 号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

都市建設部から特に補足説明等はありませんか。

○都市建設部長（稲生政次君）

追加説明はありません。

○鈴木貞行委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木貞行委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木貞行委員長

討論を終結いたします

これより議案第 37 号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木貞行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 38 号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

都市建設部から特に補足説明等はございませんか。

○都市建設部長（稲生政次君）

追加説明はございません。

○鈴木貞行委員長

それでは、質疑がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木貞行委員長

質疑を終結いたします

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木貞行委員長

討論を終結いたします。

これより議案第 38 号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木貞行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 39 号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

都市建設部から特に補足説明等はございませんか。

○都市建設部長（稲生政次君）

追加説明はございません。

○鈴木貞行委員長

それでは、質疑がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木貞行委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木貞行委員長

討論を終結いたします。

これより議案第 39 号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木貞行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 40 号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

都市建設部から特に補足説明等はございませんか。

○都市建設部長（稲生政次君）

追加の説明はございません。

○鈴木貞行委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○矢口龍人委員

見させていただいてあれなんですけれども、この路線は起点、終点で、要するに公道に面していないという、こういう道路というのが市内には相当存在するんですか。

○道路課長（酒井 宏君）

こう言ったケースは珍しいと思っております。詳細については、把握はしてございません。

○鈴木貞行委員長

よろしいですか。

○矢口龍人委員

はい。

○鈴木貞行委員長

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木貞行委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木貞行委員長

討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木貞行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これで執行部の方には退席をお願いいたします。

ここで暫時休憩します。 [午後 5時14分]

○鈴木貞行委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時15分]

次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

閉会中の所管事務調査申し出書（案）について、お目通しをお願いいたします。

ここで暫時休憩をします。 [午後 5時16分]

○鈴木貞行委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時17分]

お諮りいたします。

本案のとおり、議長宛てに閉会中の所管事務調査について申し出ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木貞行委員長

それでは、そのように議長宛てに申出させていただきます。

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木貞行委員長

暫時休憩します。 [午後 5時17分]

○鈴木貞行委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時21分]

○鈴木貞行委員長

それでは、ないようなので、ここでお諮りします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木貞行委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

以上で総務経済委員会を散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

散 会 午後 5時21分

かすみがうら市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

総務経済委員会委員長      鈴木 貞 行

かすみがうら市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

総務経済委員会委員長      鈴木 貞 行